

○ 労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号）  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一～八 略〕</p> <p>八の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。次条第八号の二において同じ。）</p> <p>〔九～十七 略〕</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一～八 略〕</p> <p>八の二 電子決済手段等取引業者</p> <p>〔九～十四 略〕</p>	<p>第一条 「同上」 〔号を加える。〕</p> <p>〔一～八 同上〕</p> <p>第二条 「同上」 〔号を加える。〕</p> <p>〔九～十四 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	